

(別紙)

設計条件仕様書

- 1 以下の条件を加味した上で、土地利用計画図を作図のこと。
なお、作図にあたって詳細計画は求めず、建物や道路等の都市施設の配置を主としたものでよい。

都市計画法関係

都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第23条の2～第29条の4

都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第20条～第27条の5

- 2 別紙整備予定位置図(案)をベースとして、以下の条件で設計すること。なお、当該設計については、主に本プロポーザルの審査において利用する審査資料という位置付けであり、詳細な設計、計画については、別途協議とする。
 - (1) 商業集積予定地の接道として南側、西側への道路設置についても検討、考慮する。
 - (2) 以下の都市施設を設置する。
 - ・外周道路等
 - ・消防水利
 - ・緑地帯
 - ・雑排水、雨水排水等の一時的な調整施設
 - (3) 配置した建物の用途(店舗の内容)やその販売予定者、都市施設名を記載し、建物、駐車場、歩車道等における想定する人や車の主な流れを明示すること。